

(公印・契印省略)

諮問第 1242 号
令和 7 年 7 月 4 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方

諮問第 1242 号

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方

1 諮問理由

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 62 号）により創設された基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度は、平成 19 年 1 月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、総務省において、累次の審議会答申等を踏まえて、適時適切にその在り方を見直している。

本年 2 月の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていること等を踏まえ、モバイル網を活用した電話・ブロードバンドに係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるとともに、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務を導入することが適当とされた。

これを踏まえ、最終保障提供責務の導入や、これに伴うユニバーサルサービス交付金（以下単に「交付金」という。）制度の見直し、新たな利用者保護規律の導入等を盛り込んだ電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）が、本年 5 月に公布された。これらの新たな制度の導入等に向け、必要な事項について検討を加える必要がある。

このほか、ユニバーサルサービスの在り方を巡っては、電話のユニバーサルサービスについては、令和 7 年度以降の交付金の算定方法や災害時用公衆電話に対する補填の開始に関する事項や額の算定方法について検討を加える必要がある。また、ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号。以下「令和 4 年改正法」という。）附則第 6 条の規定等に基づき施行後 3 年の施行状況やその導入時等に継続検討が適当とされた事項について検討を加える必要がある。

こうした諸般のユニバーサルサービス制度を取り巻く状況等を踏まえ、今般、これらの事項について検討を行うため、諮問するものである。

2 答申を希望する事項

1. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項

- (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
 - (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
 - (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
 - (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方
2. 電話のユニバーサルサービス制度に関する事項
 - (1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法
 - (2) 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法
 3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項
 - (1) 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
 4. その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

- 令和8年1月目途 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なものについて一部答申を希望
- 令和8年3月目途 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填に係るものについて一部答申を希望
- 令和8年9月目途 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なものについて一部答申を希望
- 令和9年3月目途 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するものについて一部答申を希望

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。